

冊子1

令和元年7月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

7月定例会（1）

開催日時 令和元年7月18日（木） 13時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 報 告

- (1) 令和元年6月定例県議会の概要について (各課共通)
- (2) 第三期長崎県高校改革推進会議第7回会議について (県立学校改革推進室)
- (3) 令和2年度公立高等学校進学希望状況調査（第1回）の結果について (県立学校改革推進室)
- (4) 令和2年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験の実施について (義務教育課)
- (5) SNSを活用した相談事業「スクールネット@伝えんば長崎」の開設について (児童生徒支援室)
- (6) 県立学校における携帯電話・スマートフォンの校内持込の指導方針について (児童生徒支援室)
- (7) 第35期第3回長崎県社会教育委員の会議結果について (生涯学習課)

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

件 名	令和元年6月定例県議会の概要について
概 要	<p>1. 日 程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>会 期 令和元年 6月17日 ~ 令和元年 7月10日</p> <p>一 般 質 問 令和元年 6月21日 ~ 令和元年 6月25日</p> <p>予算総括質疑 令和元年 6月27日</p> <p>常任委員会 令和元年 6月28日</p> </div> <p>2. 議 案 原案のとおり可決・承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告第1号 知事専決事項報告（予算議案） 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分 ・ 第80号議案（条例議案） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例のうち関係部分 ・ 第81号議案（条例議案） 会計年度任用職員の報酬等に関する条例のうち関係部分 ・ 第95号（事件案件） 財産の処分について <p>3. 一般質問における主な質疑事項（報告事項（1）資料1～5頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の離島留学制度について（外間 雅広議員） ・ スポーツ振興策について（山口 初實議員） ・ ひきこもり対策について（松本 洋介議員） ・ 児童・生徒の登下校時の安全確保について（松本 洋介議員） ・ 島原半島の県立高校の現状と今後の方向性について（中村 一三議員） ・ 県立島原翔南高校について（中村 一三議員） ・ 公立夜間中学の設置に向けた取組について（宮本 法広議員） ・ 離島高校生らの文化及びスポーツ活動を支援する活動支援基金（仮称） の創設について（山田 博司議員） <p>4. 文教厚生委員会等における主な質疑事項（報告事項（1）資料6～20頁）</p>

報 告 事 項 (2)

県立学校改革推進室

件 名	第三期長崎県高校改革推進会議第7回会議について
概 要	<ol style="list-style-type: none">1 開催日 令和元年6月5日(水)2 会議内容<ul style="list-style-type: none">・ 報告書(素案)3 委員からの主な意見等<ul style="list-style-type: none">・ 政府の教育再生実行会議が打ち出した高校の普通科改革について、先日、報道されていた。本会議は今後10年間を見越した報告書を出す、政府の方針がはっきりとしていない中では、政府方針と報告書の整合性が取れないことにならないか。・ 人口が減っている今だからこそ、離島等については考えていけないといけない。離島留学については、成果があるので拡大しようという意見もあるが、受け入れ態勢という課題もある。課題については慎重に検討しないとイケないが、全体の方向性としての整理も必要ではないか。・ 併設型中高一貫教育については、意欲が高い小学生が県立中学校へ進学するので、地域の他の公立中学校に影響が出ることを心配している。・ 一般的に分かりにくい言葉もあるので、注釈を付けるなどの工夫が必要ではないか。・ 学校規模の適正化については、本会議で提示された意見をバランスよく記載してほしい。・ 半島部などでは学区外の高校に進学する生徒が多くなっており、地元の公立高校の定員割れが起きている現状がある。今後少子化が進む中、もう少し地元の高校に進学しやすいように、広域のスクールバスの運行などの通学方法の検討や魅力ある高校づくりが必要ではないか。

報 告 事 項 (3)

県立学校改革推進室

件 名	令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について
概 要	<p>1 調査目的</p> <p>中学校卒業予定者の各公立高等学校別・学科別の進学希望状況を集約し、中学校において適正な進路指導を図るための基礎資料を提供する。</p> <p>2 調査日 令和元年7月1日現在</p> <p>3 調査対象者数 12,266人(昨年7月調査 12,586人) 県内中学校3年生及び特別支援学校中学部3年生</p> <p>4 調査結果</p> <p>(1) 進学希望者数 12,057人(昨年7月調査 12,376人) 高等学校(全日制、定時制、通信制)、高等専門学校、特別支援学校高等部</p> <p>(2) 進学希望率 98.3%(昨年7月調査 98.3%)</p> <p>(3) 県内公立高等学校への課程別進学希望倍率〔進学希望者数/募集定員〕</p> <p style="padding-left: 20px;">全日制課程 1.03倍〔9,155人/8,920人〕 (昨年7月調査1.05倍〔9,520人/9,040人〕)</p> <p style="padding-left: 20px;">定時制課程 0.17倍〔96人/560人〕 (昨年7月調査0.19倍〔105人/560人〕)</p> <p style="padding-left: 20px;">通信制課程 0.06倍〔35人/600人〕 (昨年7月調査0.05倍〔28人/600人〕)</p> <p>(4) 各公立高等学校・学科別の進学希望状況 別添資料のとおり。</p> <p>(5) その他</p> <p>結果については、長崎県教育庁総務課 公立高校・県立中学校入学情報ホームページに掲載済み (https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/shochuko/schooljoho/singakukibou/)</p>

◎詳細データ

(1) 進学希望倍率の高い学科(上位3学科)

高校名	学科名	R元.7月倍率	H30.7月倍率
長崎工業高等学校	建築科	2.80倍	(1.90倍)
長崎工業高等学校	機械科	2.60倍	(3.23倍)
長崎工業高等学校	情報技術科	2.48倍	(2.50倍)
佐世保工業高等学校	機械科	2.48倍	(1.88倍)

(2) 進学希望倍率の高い学校(上位3校)

高校名	R元.7月倍率	H30.7月倍率
長崎工業高等学校	1.72倍	(1.63倍)
長崎商業高等学校	1.68倍	(1.76倍)
長崎東高等学校	1.57倍	(1.50倍)

(3) 進学希望倍率の高い普通科(コース含む)(上位3学科)

高校名	学科・コース名	R元.7月倍率	H30.7月倍率
長崎西高等学校	普通科・理系コース	1.80倍	(2.35倍)
長崎東高等学校※	普通科・国際科	1.57倍	(1.50倍)
長崎北陽台高等学校	普通科	1.44倍	(1.49倍)

※長崎東高等学校は、普通科・国際科のくくり募集を実施。

◎その他

- (1) 別添資料のうち、長崎東・佐世保北・諫早高等学校の進学希望状況については、それぞれ併設する県立中学校以外からの進学希望者を対象とした数を示しています。
- (2) 今後の進学希望状況調査の予定
- ①第2回調査基準日：10月15日
 - ②第3回調査基準日：12月 1日

令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について(調査日:令和元年7月1日)

(公立全日制高等学校)

所管:長崎県教育庁総務課

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
(県南)	長崎東	全日制	普通・国際	160	251	91	1.57	1.50	併設する県立長崎東中学校からの進学者を含む定員は280(国際科の学区は県全域)
県南	長崎西	全日制	普通	200	246	46	1.23	1.08	
"	"	"	*理系コース	80	144	64	1.80	2.35	
-	"	"	学校計	280	390	110	-	-	
県南	長崎南	全日制	普通	240	324	84	1.35	1.18	
県南	長崎北	全日制	普通	240	316	76	1.32	1.54	
県南	長崎北陽台	全日制	普通	240	346	106	1.44	1.49	
"	"	"	理数	40	45	5	1.13	1.15	
-	"	"	学校計	280	391	111	-	-	
県北	佐世保南	全日制	普通	240	276	36	1.15	1.18	
県北	佐世保北	全日制	普通	120	170	50	1.42	1.26	併設する県立佐世保北中学校からの進学者を含む定員は240
県北	佐世保西	全日制	普通	240	292	52	1.22	1.43	
県北	宇久	全日制	普通	40	7	-33	0.18	0.13	
島原	島原	全日制	普通	200	150	-50	0.75	1.14	
"	"	"	理数	40	33	-7	0.83	0.95	
-	"	"	学校計	240	183	-57	-	-	
県央	諫早	全日制	普通	160	227	65	1.42	1.43	併設する県立諫早高等学校附属中学校からの進学者を含む定員は280
県央	西陵	全日制	普通	240	298	58	1.24	1.26	
県央	諫早東	全日制	普通	80	44	-36	0.55	0.64	
県央	大村	全日制	普通	240	276	36	1.15	1.22	
"	"	"	数理探究	40	38	-2	0.95	0.58	
"	"	"	家政	40	38	-2	0.95	0.88	
-	"	"	学校計	320	352	32	-	-	
県北	猶興館	全日制	普通	120	74	-46	0.62	0.64	
"	"	"	理数	40	12	-28	0.30	0.45	
-	"	"	学校計	160	86	-74	-	-	
県北	松浦	全日制	普通	80	61	-19	0.76	0.48	
"	"	"	商業	40	25	-15	0.63	0.38	
-	"	"	学校計	120	86	-34	-	-	
対馬	対馬	全日制	普通	120	92	-28	0.77	0.83	
"	"	"	商業	40	24	-16	0.60	0.43	
"	"	"	国際文化交流	40	24	-16	0.60	0.58	
-	"	"	学校計	200	140	-60	-	-	
対馬	豊玉	全日制	普通	40	16	-24	0.40	0.53	
対馬	上対馬	全日制	普通	80	35	-45	0.44	0.34	
壱岐	壱岐	全日制	普通	160	143	-17	0.89	0.96	離島留学(学区外3人含む)
五島	五島	全日制	普通	160	150	-10	0.94	0.77	離島留学(学区外3人含む)
"	"	"	衛生看護	40	18	-22	0.45	0.53	
-	"	"	学校計	200	168	-32	-	-	
五島	五島南	全日制	普通	80	16	-64	0.20	0.24	離島留学(学区外4人含む)
五島	奈留	全日制	普通	40	7	-33	0.18	0.20	離島留学(学区外2人含む)

令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について(調査日:令和元年7月1日)

(公立全日制高等学校)

所管:長崎県教育庁総務課

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
県南	大崎	全日制	普通	80	21	-59	0.26	0.48	
県南	西彼杵	全日制	普通	80	25	-55	0.31	0.36	
島原	国見	全日制	普通	120	26	-94	0.22	0.31	
島原	小浜	全日制	普通	40	31	-9	0.78	0.85	
	"	"	総合ビジネス	40	4	-36	0.10	0.28	
-	"	"	学校計	80	35	-45	-	-	
島原	口加	全日制	普通	54	66	12	1.22	1.04	
"	"	"	*グローバルコース	40	34	-6	0.85	0.25	
"	"	"	福祉科	26	15	-11	0.58	0.50	
-	"	"	学校計	120	115	-5	-	-	
県北	川棚	全日制	普通	80	71	-9	0.89	0.68	
	"	"	生活総合	40	25	-15	0.63	0.65	
-	"	"	学校計	120	96	-24	-	-	
県北	波佐見	全日制	普通	60	59	-1	0.98	1.07	
	"	"	商業	40	13	-27	0.33	0.38	
	"	"	美術・工芸	20	11	-9	0.55	0.80	
-	"	"	学校計	120	83	-37	-	-	
県北	北松西	全日制	普通	40	9	-31	0.23	0.25	
五島	上五島	全日制	普通	120	94	-26	0.78	0.75	
	"	"	電気情報	40	20	-20	0.50	0.63	
-	"	"	学校計	160	114	-46	-	-	
五島	中五島	全日制	普通	40	9	-31	0.23	0.40	
	島原農業	全日制	農業ビジネス	40	29	-11	0.73	-	学科新設
	"	"	食品サイエンス	40	24	-16	0.60	-	学科新設
	"	"	生活創造	40	25	-15	0.63	-	学科新設
-	"	"	学校計	120	78	-42	-	-	
	諫早農業	全日制	農業科学	40	34	-6	0.85	1.15	
	"	"	動物科学	40	72	32	1.80	1.98	
	"	"	環境創造	40	29	-11	0.73	0.85	
	"	"	農業土木	40	81	41	2.03	1.58	
	"	"	バイオ園芸	40	36	-4	0.90	0.70	
	"	"	食品科学	40	61	21	1.53	1.65	
	"	"	生活科学	40	51	11	1.28	1.25	
-	"	"	学校計	280	364	84	-	-	
	北松農業	全日制	生物生産	40	23	-17	0.58	0.65	
	"	"	食品流通	40	19	-21	0.48	0.50	
	"	"	生活科学	40	23	-17	0.58	0.50	
-	"	"	学校計	120	65	-55	-	-	
	西彼農業	全日制	食料サイエンス	40	44	4	1.10	1.23	
	"	"	生活デザイン	40	14	-26	0.35	0.58	
-	"	"	学校計	80	58	-22	-	-	

令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について(調査日:令和元年7月1日)

(公立全日制高等学校)

所管:長崎県教育庁総務課

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
-	長崎工業	全日制	機械	40	104	64	2.60	3.23	
	"	"	機械システム	40	46	6	1.15	0.85	
	"	"	電気	40	47	7	1.18	1.28	
	"	"	電子工学	40	27	-13	0.68	0.78	
	"	"	情報技術	40	99	59	2.48	2.50	
	"	"	建築	40	112	72	2.80	1.90	
	"	"	工業化学	40	36	-4	0.90	0.60	
	"	"	インテリア	40	80	40	2.00	1.88	
			学校計	320	551	231	-	-	
-	佐世保工業	全日制	機械	40	99	59	2.48	1.88	
	"	"	電子機械	40	30	-10	0.75	0.88	
	"	"	電気	40	41	1	1.03	0.90	
	"	"	電子工学	40	49	9	1.23	1.28	
	"	"	建築	40	75	35	1.88	2.08	
	"	"	土木	40	51	11	1.28	1.28	
			学校計	240	345	105	-	-	
-	鹿町工業	全日制	機械	40	54	14	1.35	1.33	
	"	"	電気	40	33	-7	0.83	0.60	
	"	"	電子工学	40	22	-18	0.55	0.30	
	"	"	土木技術	40	16	-24	0.40	0.55	
	"	"	学校計	160	125	-35	-	-	
-	島原工業	全日制	機械システム	40	57	17	1.43	1.55	
	"	"	電気電子	40	20	-20	0.50	0.75	
	"	"	建築技術	40	53	13	1.33	1.23	
	"	"	学校計	120	130	10	-	-	
-	大村工業	全日制	機械	80	110	30	1.38	1.54	
	"	"	機械システム	40	44	4	1.10	1.25	
	"	"	電気	40	34	-6	0.85	0.60	
	"	"	電子工学	40	41	1	1.03	0.68	
	"	"	建築	40	82	42	2.05	2.45	
	"	"	建設工業	40	21	-19	0.53	0.60	
	"	"	化学工学	40	27	-13	0.68	0.88	
	"	"	学校計	320	359	39	-	-	
-	佐世保商業	全日制	会計ビジネス	80	76	-4	0.95	1.15	
	"	"	情報マーケティング	80	82	2	1.03	1.23	
	"	"	国際コミュニケーション	40	51	11	1.28	1.15	
	"	"	学校計	200	209	9	-	-	
-	島原商業	全日制	商業	40	39	-1	0.98	0.95	
	"	"	情報処理	40	40	0	1.00	0.90	
	"	"	家政	40	43	3	1.08	1.25	
	"	"	学校計	120	122	2	-	-	

令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について(調査日:令和元年7月1日)

(公立全日制高等学校)

所管:長崎県教育庁総務課

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
—	諫早商業	全日制	商業	160	167	7	1.04	1.18	
	〃	〃	情報	40	69	29	1.73	1.28	
	〃	〃	国際コミュニケーション	40	25	-15	0.63	1.15	
	〃	〃	学校計	240	261	21	—	—	
—	杵岐商業	全日制	商業	80	27	-53	0.34	0.43	
	〃	〃	情報処理	40	45	5	1.13	1.10	
	〃	〃	学校計	120	72	-48	—	—	
—	長崎鶴洋	全日制	水産	80	49	-31	0.61	0.56	
	〃	〃	総合	80	58	-22	0.73	0.85	
	〃	〃	学校計	160	107	-53	—	—	
	長崎明誠	全日制	総合	160	157	-3	0.98	1.23	
	佐世保東翔	全日制	総合	120	151	31	1.26	1.67	
	大村城南	全日制	総合	160	156	-4	0.98	0.99	
	平戸	全日制	総合	40	17	-23	0.43	0.55	
	五島海陽	全日制	総合	80	82	2	1.03	0.95	
	島原翔南	全日制	総合	80	21	-59	0.26	0.38	
	清峰	全日制	総合	160	217	57	1.36	1.33	
	長崎商業	全日制	情報国際ビジネス	240	403	163	1.68	1.76	

※離島留学への進学希望者数(再掲)

学区	学校名	課程	学科・コース名等	進学希望者数	左記のうち 学区外希望者数	前年度 希望者数	備考欄
	対馬	全日制	国際文化交流	24	—	23	
	杵岐	全日制	東アジア歴史・中国語	3	3	6	
	五島	全日制	スポーツ	24	3	17	
	五島南	全日制	夢トライ	6	4	6	
	奈留	全日制	イングリッシュ・アイランド・スクール	2	2	4	

(備考)

○調査対象:長崎県内中学校及び特別支援学校中学部の3年生

○普通科のみ学区があります。

○普通科内コースは外数表示です。

○学区欄の空白は県内全域を示します。また、長崎商業は市立高校です。

令和2年度公立高等学校進学希望状況調査(第1回)の結果について(調査日:令和元年7月1日)

(公立定時制高等学校)

所管:長崎県教育庁総務課

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
-	鳴滝	定時制	普通	40	3	-37	0.08	0.23	昼間部
	"	"	商業	40	0	-40	0.00	0.03	
	"	"	普通	40	21	-19	0.53	0.30	
	"	"	学校計	120	24	-96	-	-	
-	佐世保中央	定時制	普通	40	2	-38	0.05	0.28	昼間部
	"	"	*インカレッジコース	40	15	-25	0.38	0.18	
	"	"	商業						
	"	"	*インカレッジコース	40	5	-35	0.13	0.10	
	"	"	普通	40	30	-10	0.75	0.85	
-	"	"	学校計	160	52	-108	-	-	
	島原	定時制	普通	40	3	-37	0.08	0.05	
	諫早	定時制	普通	40	4	-36	0.10	0.10	
	大村	定時制	普通	40	6	-34	0.15	0.10	
	五島	定時制	普通	40	0	-40	0.00	0.13	
-	長崎工業	定時制	建築	40	1	-39	0.03	0.05	
	"	"	工業技術	40	3	-37	0.08	0.08	
	"	"	学校計	80	4	-76	-	-	
	佐世保工業	定時制	工業技術	40	3	-37	0.08	0.18	

(公立通信制高等学校)

学区	学校名	課程	学科	定員	進学希望者数	過不足	進学希望倍率	前年度7月調査時倍率	備考欄
	鳴滝	通信制	普通	300	23	-277	0.08	0.05	
	佐世保中央	通信制	普通	300	12	-288	0.04	0.04	


報 告 事 項 (4)

義務教育課

件 名	令和2年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験の実施について																																
概 要	<p>1 目 的 令和2年度以降に任用する長崎県公立小・中学校及び義務教育学校の校長、副校長及び教頭を選考する資料を得るために行う。また、副校長については、校長候補者名簿に登載された者の中から登用する。 なお、教頭候補名簿に登載された者の中から主幹教諭として登用することもある。</p> <p>2 出願資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長 ・ 教頭経験を有し、これに準ずる職も合わせて3年以上の経験を有する者 ○ 教頭 ・ 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員及び学校栄養職員並びに市町教育委員会事務局等に勤務する者 ・ 教職員として12年以上の経験を有する者 ・ 41歳以上の者 <p>3 選考試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長 ・ 一次試験 論文 ・ 二次試験 面接 ○ 教頭 ・ 一次試験 筆記試験、論文 ・ 二次試験 面接 <p>4 期日・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一次試験 令和元年8月3日(土) 長崎県教育センター ○ 二次試験 令和元年10月(予定) 長崎県庁 <p>5 出願状況 () は女性の数で内数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">校 長</th> <th style="width: 25%;">教 頭</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 願 者</td> <td>2 8 7 (1 2)</td> <td>2 9 1 (3 4)</td> <td>5 7 8 (4 6)</td> </tr> <tr> <td>名簿登載予定数</td> <td>8 3</td> <td>8 9</td> <td>1 7 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 過去の出願状況 () は女性の数で内数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 30%;">校 長</th> <th style="width: 30%;">教 頭</th> <th style="width: 30%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 8</td> <td>3 5 0 (1 6)</td> <td>3 7 5 (1 7)</td> <td>7 2 5 (3 3)</td> </tr> <tr> <td>2 9</td> <td>3 0 8 (1 3)</td> <td>3 4 9 (2 6)</td> <td>6 5 7 (3 9)</td> </tr> <tr> <td>3 0</td> <td>2 8 2 (1 4)</td> <td>3 5 1 (3 1)</td> <td>6 3 3 (4 5)</td> </tr> <tr> <td>3 1</td> <td>2 7 4 (1 2)</td> <td>2 9 6 (2 2)</td> <td>5 7 0 (3 4)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	校 長	教 頭	計	出 願 者	2 8 7 (1 2)	2 9 1 (3 4)	5 7 8 (4 6)	名簿登載予定数	8 3	8 9	1 7 2	年度	校 長	教 頭	計	2 8	3 5 0 (1 6)	3 7 5 (1 7)	7 2 5 (3 3)	2 9	3 0 8 (1 3)	3 4 9 (2 6)	6 5 7 (3 9)	3 0	2 8 2 (1 4)	3 5 1 (3 1)	6 3 3 (4 5)	3 1	2 7 4 (1 2)	2 9 6 (2 2)	5 7 0 (3 4)
区 分	校 長	教 頭	計																														
出 願 者	2 8 7 (1 2)	2 9 1 (3 4)	5 7 8 (4 6)																														
名簿登載予定数	8 3	8 9	1 7 2																														
年度	校 長	教 頭	計																														
2 8	3 5 0 (1 6)	3 7 5 (1 7)	7 2 5 (3 3)																														
2 9	3 0 8 (1 3)	3 4 9 (2 6)	6 5 7 (3 9)																														
3 0	2 8 2 (1 4)	3 5 1 (3 1)	6 3 3 (4 5)																														
3 1	2 7 4 (1 2)	2 9 6 (2 2)	5 7 0 (3 4)																														

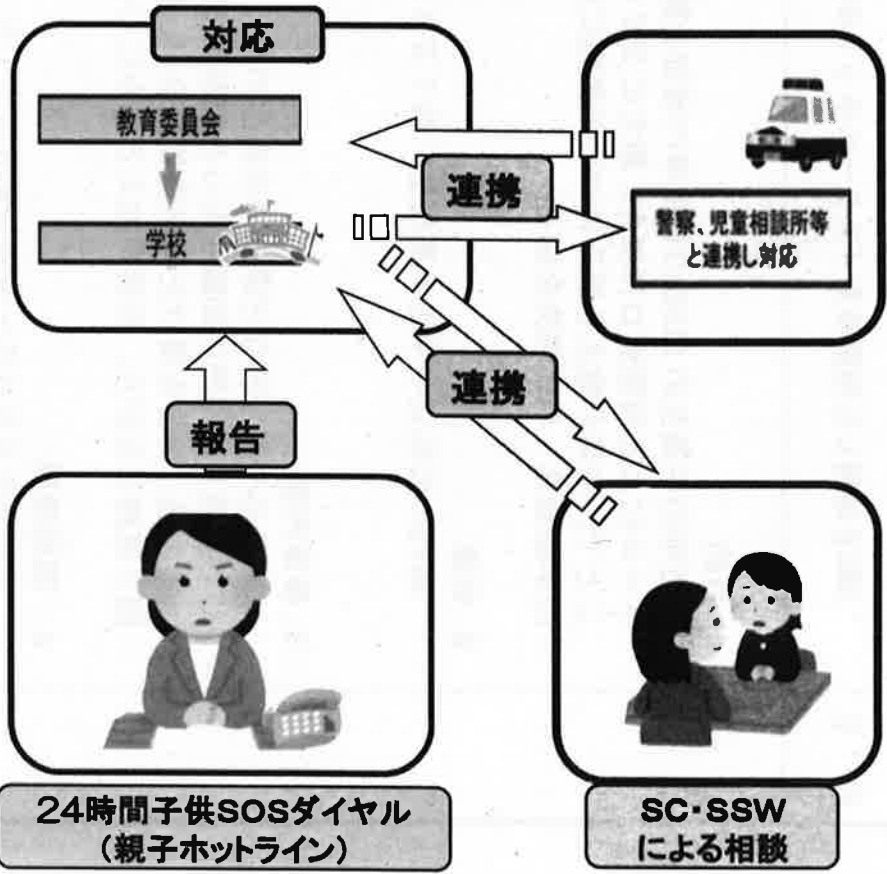
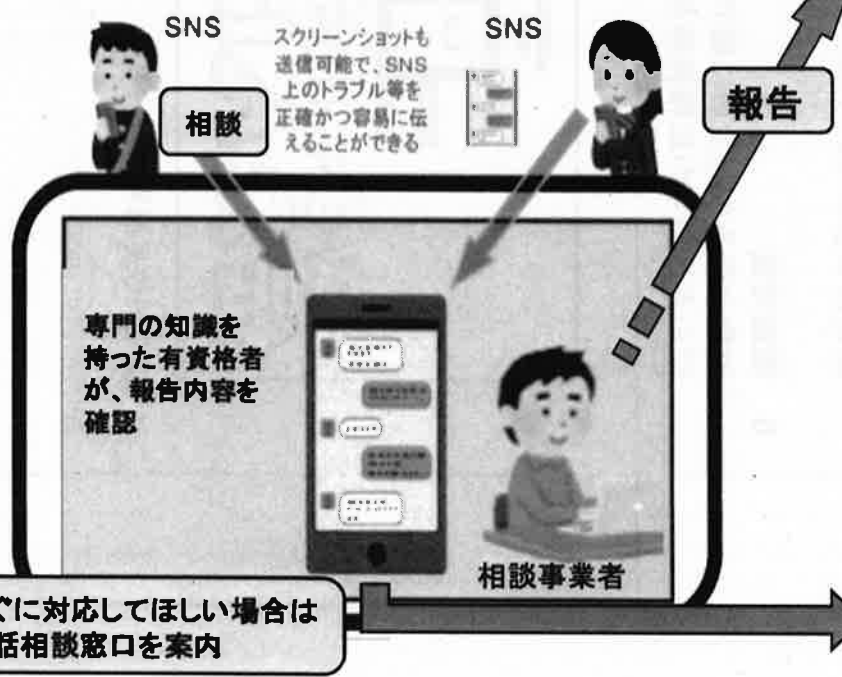
報 告 事 項 (5)

児 童 生 徒 支 援 室

件 名	SNSを活用した相談事業「スクールネット@伝えんば長崎」の開設について
概 要	<p>1. 目的 近年の中高生のLINEの利用率の増加を踏まえ、現在開設している電話・メールによる相談窓口に加え、新たにSNSを活用した相談窓口を開設することで、生徒が抱える悩みについて気軽に相談できる体制を整備し、悩みの早期発見・早期解決を図る。</p> <p>2. 対象 県内の公私立中学生・高校生 約7万6千人</p> <p>3. 事業内容 いじめや不登校など県内の中高生が抱える悩みについて、LINE等を通じて投稿し、専門の知識をもった相談事業者がその内容を確認する。 その後、報告を受けた県教育委員会が、相談内容に応じて学校や関係機関と連携しながら、生徒が抱える悩みについて早期に対応する。</p> <p>4. 実施時期 令和元年8月9日～令和2年3月31日（24時間体制） ※8月9日については、13:00～24:00</p> <p>5. 周知方法 対象となる生徒全員に紹介カードを配付する。 げんき広場等の広報媒体を活用し周知を図る。</p> <div data-bbox="405 1402 1091 1805" data-label="Image"></div> <p>県立波佐見高等学校 3年 杉坂美理愛さんのデザイン</p>

R元年度 SNS等を活用した相談事業 『スクールネット@伝えんば長崎』

◆事業概要
県内の中高生が気軽にアクセスし、相談しやすい教育相談体制を整備する必要があり、生徒が抱える悩みの早期発見・早期解決を図る。
●対象：県内の中高生(約76,000人程度)



SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」 カードイメージ（案）

《表面》

SNS相談窓口 スクールネット@伝えんば長崎
LINEまたはWebから相談できます。



**スクールネット@
伝えんば長崎**

使用不可
LINEの友だち登録は、
左のQRコードから。

使用不可
WEBへのアクセスは、
右のQRコードから

すぐに相談したい場合は、電話してね。

24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）
（なやみ言おう）
0120-0-78310（24時間対応）



長崎県教育委員会

《裏面》

『スクールネット@伝えんば長崎』でできること

「いじめられている」、「学校に行きたくない」など心配したり、悩んでいることについて、24時間いつでもLINEやWebで伝えることができます。自分のことだけでなく、友達や周りのことも相談できます。預かった相談内容は、学校に届け、悩みの解決を図ります。

相談の流れ

最近、友達の元気がなくて心配…。

先生に、思っていることを伝えたい。

LINEかWebで相談してね。

SNS

LINE

Web

相談をお届けします。

学校

あなたの悩みに寄り添います。

報 告 事 項 (6)

児童生徒支援室

件 名	県立学校における携帯電話・スマートフォンの校内持込の指導方針について
概 要	<p>1. 経緯</p> <p>○ 本県の県立学校では、一部の高校（※1）や特別支援学校で下校時の保護者送迎の連絡手段等を理由として持込を認めているものの、他の学校では、携帯電話・スマートフォンの校内への持込について、平成14年の学校教育課長通知等（※2）をもとに原則として禁止している。</p> <p>○ そうした中、昨年度、県高校長会公立部会、県高P連、県教頭・副校長会、生徒指導主事会の4者（※3）が携帯電話・スマートフォンの取扱いに関して協議を行い、以下のとおり確認事項がまとめられた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 携帯電話・スマートフォンの校内持込を制限する。</p> <p>② 学校は地域の実態や生徒の安全面を考慮し、保護者からの申請により校内持込を許可することができる。</p> <p>③ 校内持込の許可の条件は、地域の実態や学校の状況に応じて学校で定めるが、所持させる保護者一人一人の責任の大きさも認識する。</p> <p>④ 校内における携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。</p> <p>⑤ 携帯電話・スマートフォンの指導方針の変更は性急に進めることなく、問題点や課題の解消を図るなど関係者で相談しながら進める。</p> </div> <p>○ 上記の確認事項を踏まえて、児童生徒支援室でこれまでの考え方を整理して示し、その内容をもとに県高校長会長、県高P連会長から各県立学校の校長及びPTA会長に対して説明が行われた（※4）。</p> <p>2. 今回示した「県立学校における携帯・スマートフォンの校内持込の指導方針」についての考え方</p> <p>① 校内への持込を原則として禁止するこれまでの県教育委員会の方針に変更はない。</p> <p>② ただし、4者の協議で確認された事項に従い各学校・PTAが自校のあり方について検討を始めることは問題なく、その結果、指導方針が変更となることもありうる。なお、指導方針を変更した場合においても、校内での使用は特段の事情がない限り原則として禁止する。</p> <p>③ 検討を進めるにあたっては、マナー指導などの懸念される事項について学校のみ責任とならないように、児童生徒に携帯電話・スマートフォンを所持させる保護者一人一人が大きな責任のあることを認識することが重要である。</p> <p>④ 各学校の検討開始の有無や検討結果を県教育委員会に逐次報告する必要はないが、今後は他の調査と併せて各校の指導方針について年度当初等に確認する予定である。</p>

概 要

3. 今後の予定

○ 令和元年7月中に、文書にて各県立学校に対して上記内容を通知する予定である。

* その際には、以下の内容も付記する予定としている。

- ① 指導方針を変更する場合はPTAと密に連携し、保護者にとっても主体的な変更となるよう十分に留意するとともに、変更した指導方針について明文化し、教職員・保護者・児童生徒が共通理解を図れるように努めること。
- ② 指導方針の変更の有無に関わらず、全県立学校において、児童生徒がネット上で他者を傷つけたり安易な発信によって犯罪に巻き込まれたりすることがないように、『SNSノート・ながさき』等を活用して情報モラル教育の充実に努めること。
- ③ 携帯電話・スマートフォンの校内持込の指導方針については、今回の検討の有無に関わらず、地域の実態その他学校を取り巻く環境の変化も踏まえながら、必要に応じて検討を行うこと。

※1：現時点で児童生徒支援室が把握している高校について

全日制

西彼杵高校 波佐見高校 平戸高校 [計3校]

定時制・通信制

全校 [定時制10校・通信制2校]

※2：関係通知について

- ・平成14年3月29日付け県教育庁学校教育課長通知
「携帯電話に関する指導について」
- ・平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知
「学校における携帯電話の取扱い等について」

※3：4者の正式名称について

- ・「県高校長会公立部会」＝ 長崎県公立高等学校・特別支援学校長
会
- ・「県高P連」＝ 長崎県公立高等学校PTA連合会
- ・「教頭・副校長会」＝ 長崎県高等学校及び特別支援学校教頭・副
校長会
- ・「生徒指導主事会」＝ 長崎県高等学校及び特別支援学校（高等部）
生徒指導主事会

※4：説明の行われた期日等について

- ・平成31年4月15日 長崎県高等学校長協会春季総会
- ・令和元年5月30日 長崎県公立高等学校PTA連合会定期総会

各 県 立 学 校 長 様

長崎県教育庁学校教育課長

廣 田 勲

(公印省略)

携帯電話に関する指導について（通知）

近年急激な情報化の進展に伴い、生徒を取り巻く社会環境は従来では予測もできなかった状況へと変化してきております。とりわけ携帯電話は身近な情報手段として教則に普及し、所持している生徒も増えてまいりました。

携帯電話は、保護者と生徒が常に連絡を取りやすい等の利点がある反面、様々なトラブルに巻き込まれる危険性があり、全国的に生徒が犯罪の被害者になる事件が相次いで報道されております。

本県においても、同様の事件が発生していることから、このような状況を緊要の課題であると考え、県教育委員会として具体的な対応を図ることと致しました。

については、生徒の事件や事故を未然に防止する観点から下記事項に留意し、指導の徹底をお願いします。

記

1 生徒への指導について

- (1) 携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止する。
- (2) 指導にあたっては各学校の状況にあわせた対応を図るとともに、定期的に講話を行う等、その功罪について継続的に指導し、その徹底を図る。
- (3) 病院や公共の乗り物等、使用が禁止されているところでは電源を切るなどの携帯電話の使用マナーを具体的に示して指導する。また、いたずらメール等により人権を侵害する可能性があることを理解させ、人権尊重の観点からも指導する。

2 保護者への対応について

- (1) 学校の指導方針について日頃から理解と協力を得るよう努める。
- (2) 家庭と学校が一体となった取組を通して、生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう一層の連携充実を図る。

20文科初第1156号

平成21年1月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉



(印影印刷)

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」（20初児生第29号）の結果（別添参照）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(3) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)及び(2)に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

平成21年4月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

その際、各学校等において、『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」（平成20年11月、文部科学省）なども活用すること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

報 告 事 項 (7)

生涯学習課

件 名	第 3 5 期 第 3 回 長 崎 県 社 会 教 育 委 員 の 会 議 結 果 に つ い て
概 要	<p>1. 開催日 令和元年6月7日(金)</p> <p>2. 出席者 社会教育委員12名(欠席4名) 市町社会教育委員等25名 生涯学習課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、 政策企画課、長寿社会課、地域づくり推進課、若者定着課</p> <p>3. 会次第 (1) 開会 (2) 長崎県及び市町社会教育委員との意見交換会 テーマ「社会教育が進める地域づくり・まちづくり」 ①協働部局事業説明 ②意見交換 (3) 閉会</p> <p>4. 協議内容(概要) ○ 県の社会教育委員と長崎県社会教育委員連絡協議会理事(市町の社会教育委員)等が、地域づくり、まちづくりをテーマに意見交換をおこなった。</p> <p>○ 各委員からは、以下のような意見が出された。 ・ 県の施策や事業を地域で理解し実践するには、伝えたい対象毎に分かりやすい広報が重要である。 ・ 多面的な分野での連携を進めるのが、私達社会教育に関わる者の役割である。 ・ 各地域で繋がっていく社会教育と学校教育が一緒に動ける環境づくりを、行政に整えていただきたい。</p>

